

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表  
 ○国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	政府原案による改正後	改正前
<p>国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第八条―第十五条）</p> <p>第三章 業務等（第十六条・第十七条）</p> <p>第四章 雑則（第十八条―第二十一条）</p> <p>第五章 罰則（第二十二条・第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第八条―第十五条）</p> <p>第三章 業務等（第十六条・第十七条）</p> <p>第四章 雑則（第十八条―第二十一条）</p> <p>第五章 罰則（第二十二条・第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>国立研究開発法人放射線医学総合研究所法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十三条）</p> <p>第三章 業務等（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条―第十八条）</p> <p>第五章 罰則（第十九条・第二十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p>

(名称)

第三条 この法律及び通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、**国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構**とする。

(機構の目的)

第四条 **国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構**(以下「機構」という。)は、放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発並びに量子科学技術に関する基礎研究及び量子子に関する基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術及び量子科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第三条 この法律及び通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、**国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構**とする。

(機構の目的)

第四条 **国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構**(以下「機構」という。)は、量子科学技術に関する基礎研究及び量子子に関する基盤的研究開発並びに放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、**量子科学技術及び放射線**に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、**国立研究開発法人放射線医学総合研究所**とする。

(研究所の目的)

第三条 **国立研究開発法人放射線医学総合研究所**(以下「研究所」という。)は、放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発(研究及び開発をいう。以下同じ。)等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

第十三条 機構の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）第十二条」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）第十一条及び第十二条」とする。

（業務の範囲）  
第十六条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（削る）

一 放射線の人体への影響、放射線による

第十三条 機構の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）第十二条」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）第十一条及び第十二条」とする。

（業務の範囲）  
第十六条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発を行うこと。

二 放射線の人体への影響、放射線による

第十一条 研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第十条」とする。

2 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第九条及び第十条」とする。

（業務の範囲）  
第十四条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（新設）

一 放射線の人体への影響、放射線による

人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。

二 量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

四 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。

五 量子科学技術に関する研究者（放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を含む。）を養成し、及びその資質の向上を図ること。

六 量子科学技術に関する技術者（放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を含む。）を養成し、及びその資質

人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。

（新設）

三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

四 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。

五 量子科学技術に関する研究者（放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を含む。）を養成し、及びその資質の向上を図ること。

六 量子科学技術に関する技術者（放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を含む。）を養成し、及びその資質

人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

三 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。

四 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

五 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

の向上を図ること。

七| **第一号**に掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療を行うこと。

八| 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

の向上を図ること。

七| **第二号**に掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療を行うこと。

八| 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

六| **第一号**に掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療を行うこと。

七| 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

修正案	政府原案
<p>附則</p> <p>（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の権利及び義務の承継等）</p> <p>第二条 この法律の施行の時に現に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）が有する権利及び義務であつて、附則第九条の規定による改正前の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（この法律による改正後の国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構法第十六条第二号に掲げる業務に相当するものに限る。）並びにこれらの業務に附帯する業務に係るものは、その時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）が承継する。</p> <p>2～6（略）</p> <p>（機構等の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一にお</p>	<p>附則</p> <p>（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の権利及び義務の承継等）</p> <p>第二条 この法律の施行の時に現に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）が有する権利及び義務であつて、附則第九条の規定による改正前の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（この法律による改正後の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第十六条第一号に掲げる業務に相当するものに限る。）並びにこれらの業務に附帯する業務に係るものは、その時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）が承継する。</p> <p>2～6（略）</p> <p>（機構等の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一にお</p>

いて準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号	(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)		定めるもの（離職前五年間に在職していた原子力機構の内部組織として主務省令で定めるものが行っていた業務を行う国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構の内部組織として主務省令で定めるものを含む。）	

2 原子力機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

いて準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号	(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)		定めるもの（離職前五年間に在職していた原子力機構の内部組織として主務省令で定めるものが行っていた業務を行う国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の内部組織として主務省令で定めるものを含む。）	

2 原子力機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項</p>	<p>通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第一号</p>	<p>他の</p>	<p>又は</p>	<p>(国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構(以下「放射線医学機構」という。))を含む。以下この項において同じ。)の他の</p>	<p>(放射線医学機構の役員又は職員(非常勤の者を除く。))を含む。以下この号において同じ。)又は</p>	<p>通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第六項</p>	<p>させたこと</p>	<p>させたこと(放射線医学機構の役員又は職員にこの法律、国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構法(平成十一年法律第七十六号)若しくは他の法令又は放射線医学機構が定める業務方法書、同条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為をさせること又は</p>
---------------------------------------	--	-----------	-----------	--	---	---------------------------------------	--------------	---

<p>通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項</p>	<p>通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第一号</p>	<p>他の</p>	<p>又は</p>	<p>(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「量子機構」という。))を含む。以下この項において同じ。)の他の</p>	<p>(量子機構の役員又は職員(非常勤の者を除く。))を含む。以下この号において同じ。)又は</p>	<p>通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第六項</p>	<p>させたこと</p>	<p>させたこと(量子機構の役員又は職員にこの法律、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法(平成十一年法律第七十六号)若しくは他の法令又は量子機構が定める業務方法書、同条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為をさせること又はさせたことを含む。次条にお</p>
---------------------------------------	--	-----------	-----------	---	--	---------------------------------------	--------------	--

他の役員若しくは職員を	
（放射線医学機構を含む。以下この項において同じ。）の他の役員若しくは職員を	させたことを含む。次条において同じ。）
他の役員若しくは職員を	
（量子機構を含む。以下この項において同じ。）の他の役員若しくは職員を	いて同じ。）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務（第一号及び第二号に掲げる業務にあつては、<u>国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第二号に掲げる業務に属するものを除く。</u>）を行う。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
政府原案による改正後	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務（第一号及び第二号に掲げる業務にあつては、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第一号に掲げる業務に属するものを除く。</u>）を行う。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
改正前	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）【附則第十条関係】

（傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	政府原案による改正後	改正前
<p>附則 第四条（略） 2～5（略）</p> <p>6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続き施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等（独</p>	<p>附則 第四条（略） 2～5（略）</p> <p>6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続き施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等（独</p>	<p>附則 第四条（略） 2～5（略）</p> <p>6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続き施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等の職</p>

立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七号）による改正前の国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第二条の国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構並びに独立行政法人国立文化財機構を含む。以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続き退職手当法第二條第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことによ

立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七号）による改正前の国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第二条の国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構並びに独立行政法人国立文化財機構を含む。以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続き退職手当法第二條第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当

員として在職した後引き続き退職手当法第二條第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

り退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7 (略)

(退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の研究等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年

（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7 (略)

(退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の研究等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年

7 (略)

(退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の研究等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年

総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては国立研究開発法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機

総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては国立研究開発法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧

総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては国立研究開発法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職

構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

【附則第十一条関係】

(傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分)

<p>修正後</p>	<p>政府原案による改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>別表第一 (第二条関係) 一〇六 (略) 七  国立研究開発法人放射線医学・量子科学技術研究開発機構 八〇三十八 (略)</p>	<p>別表第一 (第二条関係) 一〇六 (略) 七  国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 八〇三十八 (略)</p>	<p>別表第一 (第二条関係) 一〇六 (略) 七  国立研究開発法人放射線医学総合研究所 八〇三十八 (略)</p>